

# 3 景品表示法違反に対する事件処理手続及び措置

## 1 事件処理手続

平成 26 年 6 月改正法（平成 26 年 12 月 1 日施行）により、消費者庁長官は、景品表示法違反事件に対する調査権限をこれまでの公正取引委員会に加え、緊急かつ重点的に違反事件に対処する必要があるときは当該事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任することができることになりました（33 条 3 項）。また、消費者庁長官のみの権限となっていた措置命令権限と合理的根拠の提出要求権限が、都道府県知事に対しても付与されることになりました（33 条 11 項）。

改正後の違反事件の処理手続の流れは、資料 5 を参照ください。

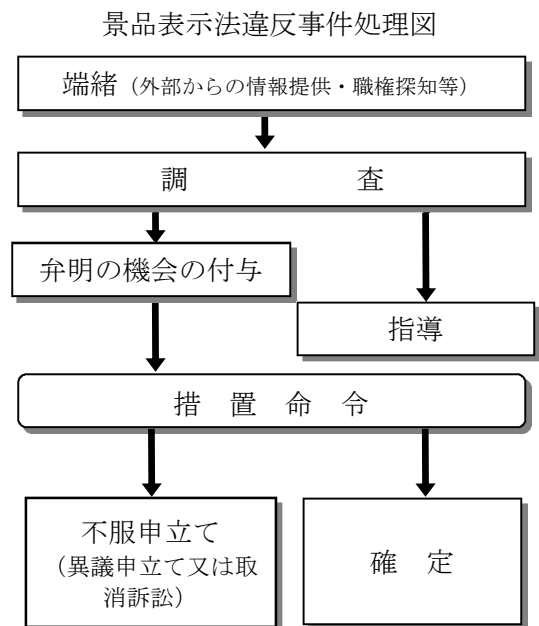
### (1) 措置命令の内容

措置命令とは、景品表示法に違反する行為が認められた場合に、事業者に対し、事実で認定された違反行為の差止め、再発防止のために必要な措置、違反していたことの公示、今後同様の違反行為を行わないことなどを命ずる行政処分です。違反行為が既になくなっている場合でも措置命令を出すことができます。措置命令に先立ち、事業者に弁明の機会を与え、処分の原因となる事実について事業者に防御権を与えています。

違反していたことの公示方法については、通常は新聞等での訂正広告が命じられます。

「今後 1 年間、チラシ、新聞、テレビ等による広告をしたときは、その広告物を消費者庁へ提出すること」を義務付けたりすることもあります。

なお、措置命令が出されたときには、その内容が公表されます。



### (2) 措置命令に対する不服申立て

措置命令を受けた事業者がこれを争う場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法によることになります。

行政不服審査法による場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に消費者庁長官又は都道府県知事に対して異議申立てをすることができます。

行政事件訴訟法による場合は、この処分があったことを知った日から 6 か月以内に、国（代表者法務大臣）又は都道府県知事を被告として、処分の取消しの訴えを地方裁判所に提起することができます。

行政不服審査法による異議申立てを行った時であっても取消訴訟を行うことができます。<sup>1</sup>

<sup>1</sup> 正当な理由があるときを除き、異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日から 6 か月以内に提起することができます。ただし、正当な理由があるときを除き、その決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、その決定の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

### (3) 措置命令の効力

措置命令は行政処分であり、措置命令を受けた事業者は、命じられた事項を実行する義務があり、措置命令に従わない者は、2年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます(36条1項)。また、事業者に対しても、3億円以下の罰金が科せられます(38条1項)。

### (4) 指導

措置命令を行うに足る事実が認められなかった場合であっても、景品表示法に違反するおそれがあるときは、関係事業者に対し、是正措置を採るよう指導が行われています。

## 2 適格消費者団体の差止請求権

適格消費者団体による差止請求とは、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、一定の要件の下で認定された消費者団体(適格消費者団体)に、事業者の不当表示をやめさせるように差止請求を行う権利が認められているもので、「消費者団体訴訟制度」と呼ばれております。

消費者団体訴訟制度は平成18年の消費者契約法の改正により導入され、平成19年6月より運用されていますが、当初は消費者契約法に違反した不当な勧誘や不当な契約行為について差止請求することのみ認められ、景品表示法違反行為について消費者団体訴訟は認められていませんでした。

しかし、平成20年の消費者契約法の改正により、消費者団体訴訟制度の対象が景品表示法にも拡大され、適格消費者団体は、事業者が、優良誤認表示及び有利誤認表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該行為の停止若しくは予防などに必要な措置をとることを裁判所に請求することができるようになり、これにより、同種被害が多数の一般消費者に拡大することを防止することができると期待されています。

現在(平成28年2月末)、適格消費者団体として14団体<sup>2</sup>が認定されています。



(出典:消費者庁パンフレットより)

<sup>2</sup> ①消費者機構日本、②消費者支援機構関西、③全国消費生活相談員協会、④京都消費者契約ネットワーク、⑤消費者ネット広島、⑥ひょうご消費者ネット、⑦埼玉消費者被害をなくす会、⑧消費者支援ネット北海道、⑨消費者被害防止ネットワーク東海、⑩大分県消費者問題ネットワーク、⑪消費者支援機構福岡、⑫消費者支援ネットくまもと、⑬消費者ネットおかやま、⑭佐賀消費者フォーラム